

独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬の種類)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、年俸及び手当とする。

2 年俸は、月例年俸と業績年俸とする。

3 手当は、通勤手当、単身赴任手当及び地域手当とする。

(月例年俸の支給)

第3条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

2 新たに常勤役員となった者には、その日から月例給を支給し、月例給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた月例給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日常勤役員になったときは、その日の翌日から月例給を支給する。

3 常勤役員が離職したときは、その日まで月例給を支給する。

4 常勤役員が死亡したときは、その月まで月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月例給は、その期間の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(報酬の支給)

第4条 月例給の支給定日は、毎月20日とし、一の月の初日から末日までの月例給の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 20日が日曜日に当たるとき 18日

二 20日が土曜日に当たるとき 19日

三 20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき 19日（19日が日曜日に当たるときは17日）

2 通勤手当、単身赴任手当及び地域手当は、月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、月例給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

4 報酬は、その全額を通貨で直接常勤役員に支払う。ただし、法令及び理事長が別に定

めるところにより、報酬の一部を控除して支払うことができる。

- 5 前項前段の規定にかかわらず、報酬は、常勤役員が申し出た場合には、常勤役員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(端数の取扱)

第5条 この規程による各計算において、円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(役員基本年俸表)

第6条 役員基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 基本年俸表は、常勤役員に適用する。

3 基本年俸表を新たに適用された常勤役員（任期満了後引き続き再任された常勤役員を除く。）の年俸の額は、基本年俸表に掲げる基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる号俸に応じた額とする。

一 理事長 7号俸

二 理事 3号俸。ただし、理事長が別に定める場合は、1号俸、2号俸又は4号俸とすることができる。

三 監事 1号俸。ただし、理事長が別に定める場合は、2号俸とすることができる。

(月例年俸)

第7条 常勤役員の月例年俸の額は、基本年俸表において前条第3項に規定する号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第8条 常勤役員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第6条第3項に規定する場合を除き、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、次の表に定める当該年度の評価結果に応じた割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額）とする。

厚生労働大臣の 業績評価	割 合
S 評 価	100分の120以内で理事長が定める割合
A 評 価	100分の110以内で理事長が定める割合
B 評 価	100分の100以内で理事長が定める割合
C 評 価	100分の90以内で理事長が定める割合
D 評 価	100分の80以内で理事長が定める割合

- 2 第13条の規定による地域手当を支給されている常勤役員の業績年俸の額は、前項の規定にかかわらず、前項の額に同手当の支給割合を乗じて得た額を前項の額に加算した額とする。

- 3 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の第4条第3項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。
- 4 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を算定し、その額に、基準日以前の直近の期間（基準日の属する年度の4月1日から9月30日までの期間及び前年度の10月1日から3月31日までの期間とする。）の地域医療機構の業績に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 5 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第3項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員（同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第10条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑

事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（平成26年第33号。以下「職員給与規程」という。）第44条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第45条に規定する額とする。
 - 3 任期満了後引き続き再任された常勤役員は、引き続き第1項の支給要件が継続しているものとみなす。
 - 4 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(単身赴任手当)

- 第12条 単身赴任手当は、職員給与規程第52条に規定する職員に対する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
- 2 単身赴任手当の額は、職員給与規程第53条に規定する額とする。
 - 3 任期満了後引き続き再任された常勤役員は、引き続き第1項の支給要件が継続しているものとみなす。
 - 4 その他単身赴任手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(地域手当)

第13条 地域手当は、本部に在勤する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額は、月例給に100分の18を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給は、第3条の規定を準用する。

(非常勤役員の報酬)

第14条 非常勤の役員の報酬は、常勤役員の報酬との権衡を考慮して理事長が別に定める。

(規程の実施)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第26号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(役員基本年俸表の切替に伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き独立行政法人役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第6条別表1に定める役員基本年俸表（以下「役員基本年俸表」という。）の適用を受ける常勤の役員（以下「常勤役員」という。）で、その者の受ける月例年俸額が同日に受けていた月例年俸額に達しないこととなるもの（理事長が定める者を除く。）には、平成30年3月31日までの間（当該日から引き続き同一の号俸である期間に限る。）、月例年俸額のほか、その差額に相当する額を月例年俸として支給する。

2 切替日以降に新たに役員基本年俸表の適用を受けることとなった常勤役員について、その異動の事情等を考慮して前項の規定による月例年俸を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、当該常勤役員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、月例年俸を支給する。

3 前2項の規定による月例年俸が支給された常勤役員がこれらの定めにより当該月例年俸が支給されなくなった場合において、それ以降最初の年度の業績年俸の支給にあたっては、役員報酬規程第8条第1項中「前年度の業績年俸の額」とあるのは「前年度の業績年俸の額から独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成28年規程第26号）による改正前の役員基本年俸表の業績年俸額とその者に

適用されている役員基本年俸表の業績年俸額との差を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第3条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第27号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第2条 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程(以下「改正前の役員報酬規程」という。)第8条の規定による。

2 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(給与の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成29年規程第52号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成29年1月1日以降に在職する役員に対して平成28年12月1日から適用する。

（平成28年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 平成28年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程（以下「改正前の役員報酬規程」という。）第8条の規定による。

2 平成28年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

（給与の内払）

第4条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行し、改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（平成29年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第2条 平成29年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程（以下「改正前の役員報酬規程」という。）第8条の規定による。

2 平成29年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(給与の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成30年規程第43号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

(平成30年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第2条 平成30年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程(以下「改正前の役員報酬規程」という。)第8条の規定による。

2 平成30年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(給与の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づ

いて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和元年規程第28号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(令和元年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第2条 令和元年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程（以下「改正前の役員報酬規程」という。）第8条の規定による。

2 令和元年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(給与の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2年規程第59号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程による改正前の役員報酬規程第4条の規定については、この規程による改正後の役員報酬規程第4条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(令和2年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 令和2年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の役員報酬規程第8条の規定による。

2 令和2年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、「改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「100分の85.6」を乗じて得た額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

3 理事長は令和2年度の機構の業務実績を踏まえて、改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額との差分を精算することができる。

(給与の内払)

第4条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和4年規程第41号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年6月16日から施行する。

附 則 (令和4年規程第57号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(臨時特別賞与)

第2条 第2条に規定する手当の特例として、令和4年4月1日から令和4年12月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に在職する常勤役員であつて、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）に在職する常勤役員に対して臨時特別賞与を支給する。

2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における常勤役員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、150,000円とする。

4 臨時特別賞与は、令和4年12月9日（以下「支給日」という。）に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に独立行政法人通則法第23条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員（同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）

二 基準日から支給日の前日までの間に退職した常勤役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、独立行政法人地域医療機能推進機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

(令和5年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第2条 令和5年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の役員報酬規程第8条の規定による。

2 令和5年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、「改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「100分の86.5」を乗じて得た額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

3 理事長は令和5年度の機構の業務実績を踏まえて、改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額との差分を精算することができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和6年規程第1号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第26号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、この規程は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和 6 年規程第 3 0 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 6 月及び 1 2 月に支給する業績年俸の特例）

第 2 条 令和 6 年 6 月及び 1 2 月の業績年俸の支給額は、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「1 0 0 分の 9 2. 5」を乗じて得た額に地域手当の支給割合を乗じて得た額とする。

2 理事長は令和 6 年度の機構の経営状況を踏まえて、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額との差分を精算することができる。

附 則（令和 6 年規程第 3 8 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 6 月及び 1 2 月に支給する業績年俸の特例）

第 2 条 令和 6 年 6 月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第 8 条の規定にかかわらず、この規程による改正前の役員報酬規程第 8 条の規定による業績年俸額に「1 0 0 分の 8 1. 0」を乗じて得た額とする。

2 令和 6 年 1 2 月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第 8 条の規定にかかわらず、「改正前の役員報酬規程第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による業績年俸額に「1 0 0 分の 8 1. 0」を乗じて得た額の 2 分の 1 の額」と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第 8 条第 4 項に規定する「第 1 項及び第 2 項の規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「1 0 0 分の 8 1. 0」を乗じて得た額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「1 0 0 分の 8 1. 0」を乗じて得た額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

3 理事長は令和 6 年度の機構の業務実績を踏まえて、改正後の役員報酬規程第 8 条の規定による業績年俸額との差分を精算することができる。

（給与の内払）

第3条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和7年規程第46号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(令和7年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第2条 令和7年6月及び12月の業績年俸の支給額は、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「100分の86.2」を乗じて得た額に地域手当の支給割合を乗じて得た額とする。

2 理事長は令和7年度の機構の経営状況を踏まえて、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額との差分を清算することができる。

附 則 (令和7年規程第66号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年12月1日から施行する。

(令和7年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第2条 令和7年6月及び12月の業績年俸の支給額は、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「100分の80.3」を乗じて得た額に地域手当の支給割合を乗じて得た額とする。

2 理事長は令和7年度の機構の経営状況を踏まえて、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額との差分を清算することができる。

附 則 (令和8年規程第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年3月1日から施行し、改正後の別表は、令和7年12月1日から適用する。

第2条 独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程（平成26年4月1日規程第29号）第11条第2項の規定により独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（平成26年第33号。以下「職員給与規程」という。）第45条に規定する額とされる通勤手当は、職員給与規程の一部を改正する規程（令和8年規程第7号）附則第1条の規定により改正された第45条第1項第2号の規定を、令和7年12月1日から適用する。

附 則（令和8年規程第37号）

（施行期日）

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

附 則（令和8年規程第39号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年6月1日から施行する。

（令和8年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第2条 令和8年6月及び12月の業績年俸の支給額は、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額に「100分の78.4」を乗じて得た額に地域手当の支給割合を乗じて得た額とする。

2 理事長は令和8年度の機構の経営状況を踏まえて、役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額との差分を清算することができる。